

報道機関 各位

## 令和6年伊達市議会定例会第6回定例会議提出追認議案について

他自治体において、議会の議決を受けずに契約を行っている事例が散見されたことから、本市においても調査を実施しました。

その結果、次の4件が、予定価格2,000万円以上の動産の買入りに該当していたにもかかわらず、議会の議決を受けずに購入していたことが判明しました。このため、第6回定例会議において追認議案を提出します。

番 号	件 名 及 び 内 容
議案第154号	<b>財産の取得について（追認）</b> <b>■主な内容</b> 1 取得の内容 非破壊式放射能測定装置7台 2 取得金額 22,680,000円
議案第155号	<b>財産の取得について（追認）</b> <b>■主な内容</b> 1 取得の内容 伊達市消防団用作業服 1式 2 取得金額 25,745,040円
議案第156号	<b>財産の取得について（追認）</b> <b>■主な内容</b> 1 取得の内容 小学校教師用教科書及び指導書 2 取得金額 27,588,892円
議案第157号	<b>財産の取得について（追認）</b> <b>■主な内容</b> 1 取得の内容 小学校教師用教科書及び指導書 2 取得金額 31,748,759円

## 【根拠法令等】

○地方自治法

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

○伊達市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**【議会の議決を受けずに契約締結した案件】**

①H26	非破壊式放射能検査機 7 台購入	22,680,000 円
②H27	伊達市消防団用作業服の購入	25,745,040 円
③R 1	小学校教師用教科書及び指導書供給単価契約	27,588,892 円
④R 5	小学校教師用教科書及び指導書供給単価契約	31,748,759 円

**【原因】**

①については、議決を受ける事務を失念したことによるもの。②から④については、消耗品として購入しているため議決が必要な財産の対象ではないと誤認していた認識不足によるもの。

**【再発防止】**

今後、同様の事案が発生しないよう、適正な契約事務手続を進めるチェック体制を強化するとともに、職員の意識強化を徹底し、再発防止に努める。

問合わせ先  
総務部総務課長 佐々木雅彦  
電話 024-575-1239